

お客様の利益保護に係る管理方針の概要

当金庫は、「信用金庫法」「金融商品取引法」等の法令に基づき、お客様との取引に当たって、お客様の利益が不当に害されることを防止すると共に、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1、当金庫は、お客様の利益保護に関して適用のある法令、ガイドライン、庫内規程等を遵守いたします。
- 2、お客様の利益保護に係る管理が必要となる可能性のある主な取引としては以下の場合があります。
 - (1) 当金庫等とおお客様の利益が相反し、当金庫等がおお客様の利益を保護する義務が当金庫等にあると認められた場合
 - (2) お客様相互の利益が相反し、双方又は一方の利益を保護する必要がある場合
 - (3) お客様の情報を利用して、当金庫等が不当に利益を得る場合
 - (4) 法令に違反する行為等により、お客様に不当な不利益が発生する場合
 - (5) 類型化になじまないような個別性の高い取引であって、管理対象取引とすべき場合
- 3、当金庫は、当金庫の業務の遂行において生じるお客様の利益を害する可能性のある利益相反状況を特定し、お客様の利益保護に係る基本方針をはじめとするその他の庫内規程の策定等必要な措置を定めており、法令の定めるところにより、以下の方法によりお客様の利益保護を適切に行ないます。
 - (1) 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は取引方法を変更する方法
 - (2) 対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて適切に開示する方法
 - (4) 及び、その他の方法
- 4、当金庫は、お客様の利益保護を図るため、お客様の利益保護に関する管理部署の設置及び管理責任者の配置を行い、定期的にお客様の利益保護に係る情報の収集を行うことにより、お客様の利益保護の状況を一元管理し、その記録を保存します。

又、当金庫は、お客様の利益保護について定められた法令、ガイドライン、庫内規程等を遵守するため、役職員を対象に教育・研修等を継続的に行い、お客様の利益保護に努めます。
- 5、当金庫では、お客様の利益保護の管理に係る庫内態勢について、監査部が監査を行ない、その適切性及び有効性を定期的に検証いたします。
- 6、当金庫の行うお客様の利益保護の管理に当たっては、当金庫との取引に基づき生じる当金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（代理店）とのお取引についてもその管理の対象となります。

以 上